

ネットワーク 長野県史料協

平成16年度の長野県史料保存活用連絡協議会総会が平成16年5月13日に長野市松代町松代公民館で開催されました。当日は県下各地から63名の会員に参加いただき、総会、事例発表、講演会を開催しました。市町村合併が進行している最中に、どのように公文書等の文献史料を保存するのか、ご協力ををお願いいたします。



講演をされる
山本幸俊氏

市町村合併と地域史料の保存

-上越市合併・新史料協・民間ボランティア-

上越市史編さん室 山本幸俊氏

1. 新潟県の合併と合併協議

ご紹介いただきました山本幸俊と言います。今日は大きく三つの話を考えてきました。一つは新潟県の合併のなかでの公文書保存、二つ目は新史料協のこと、最後に評価選別のガイドラインについて話をしたいと思います。

上越地域の合併協議における事務調整ですが、新潟県は現在市町村が111あります。自治体数が100を越えるところは、北海道、長野、新潟の三つだけです。平成の合併において、当初県は自治体数20余の再編プランでしたが、実際は30前後となる見込です。これは大変革です。

上越地域は平成17年1月1日に合併をする予定です。14市町村での合併は、数だけでは全国で一番多い合併の事例です。人口規模で見ると上越は13万ちょっとですが、あとは1万以下の小さい町村が多く、上越市への編入合併となります。大半は上越市に右へ習えしようということですが、なくなる市町村にとっては穏やかな話ではありません。昭和の合併時には人口1万人以上あったものが、現在は3000とか2000とかに人口減した中山間地の自治体では、近年地域興しで教科書に載るほど有名な活動をしています。そういう町村にとって、愛着をもって一生懸命行政をやってきたのに、一気に上越市に合わせるとなると問題がないわけではありません。

合併で調整すべき事業を洗い出しましたら、全部で3040の調整事務事業がありました。これらの調整事務事業を課長級が集まる22の専門部会と係長級による38の分科会で検討してきました。問題の公文書については、総務の専門部会のなかにある行政分科会の担当です。市史編さん室は市長部局なのですが、文化教育専門部会の芸術文化分科会に参加しています。その中で歴史資料の保存を、教育委員会の方といっしょに協議をしています。調整事業のなかには決まらないこともあります。それらは助役・収入役級の幹事会、さらには市町村長等が集まる合併協議会とい

うように段階をあげながら調整をしています。

芸術文化分科会で大きな問題点となったのは、市町村指定の文化財をどのように指定の見直しをするかでした。また、歴史的資料としての公文書の問題の提案も予想外にあり、行政文書については法定協で取組み、歴史資料は整理方法など基準を早急につくる提案がありました。市史編さん室では、合併13町村の歴史資料保管状況を訪問調査しました。日本初の村立文書館をつくった牧村は一番良い例と言えます。専用の文書保存施設（図書館）に納め、史料を保存活用できる浦川原村・頸城村も良い環境です。編さん室が凍結されてそのままになっている大潟町・吉川町・名立町・三和村・板倉町は、将来まで維持継続される保証がなく、散逸の危険性もあるのが実態です。現在編さん事業を進行中なのが安塚町、清里村、柿崎町、上越市で、文書館とは言わないまでも、専用の保存場所を確保するようにしたいのですが、庁舎建て替えとか行政改革があるとどうなるかわからないと思います。

公文書については上越市総務課の法務室が担当して、行政分科会の中に「合併に向けた文書管理・保存に関する打合せ会」を立ち上げました。関係13町村の総務課の職員を集めて、公文書の管理だけの打合せ会を別個立ち上げ、そこに編さん室も参加して調整をしています。13町村の大半は上越市も含めて簿冊形式でしたが、ファイリング方式の町村もあって、簿冊方式の上越市にあわせることに抵抗がありました。結局、本庁の事務処理は簿冊方式で、支所ではファイリングでもできるとなりました。時系列で綴じこまれている簿冊方式は業務の内容が把握しやすく、めくっていくと何月に何をして、その後どうするとわかりやすく、歴史資料としても関連したものがひとつになっています。しかし、一度綴じこむと再度編綴し直されませんので、保存年限が異なる文書が混在することになります。いっぽう、ファイリングは捨てるシステムだと思います。文書は共有化され、私的に管理されることがなく、

保存年限別に保存できますが、反面で業務内容が系統的にわかりにくい部分があります。

上越市の文書管理規定では、上越市史編さん室長は歴史的価値があると認められる文書について引き継ぐことができる規定があります。今後、新しく合併する市町村でも、せめて歴史的文書の保存について文書管理規定のなかに入れてほしいというのが大きな願いです。上越市史ではこの規定により、10年間ぐらい行政文書を収集してきた実績があったお陰で、総務課の合併に向けた文書管理・保存に関する打合せ会に参画できたと思います。規定だけあるでは、公文書は引き継がれませんでした。通常一般の行政職員は歴史的に重要な文書とは何か考えながら、文書作成をしていないので、それを急に歴史的に重要なものを残せと言われてもてくる筈がない。そこで、保存期限が満了したものを全部出してもらったところ、トランクで何杯もの文書が出てきました。後は市史編さん室がどのような基準で評価選別したかが問われてくるのだと思います。

2. 新史料協の活動の見直し

新潟県にも、新潟県歴史資料保存活用協議会があります。新史料協といいますが、県立の文書館ができたときに、以前の市町村史連絡協議会を改組して立ち上げました。十年が経ちまして、いろいろと問題点が出てきています。新史料協では講演会を中心に、県外先進地の事例を学んできました。しかし、県内市町村の現状との差がありすぎて、市町村のニーズに応えていない。研修するほど職場の職員との差が大きくなり、研修の成果が行政へ広がっていない。本来市町村の歴史資料の現状などを情報交換し、事業を企画する理事会がそのような場にならず、先を見通した企画ができない。自治体史編さん事業が終了し、どういう目標でこの会に参加するのかわからない。行財政改革による負担金の削減・見直し等で風当たりが非常に厳しい。市町村合併により自治体数が三分の一になったときの会費はどうすればいいのか。等々問題が山積してきたのです。

そこで、平成14年の10月から翌年1月にかけてワーキンググループを立ち上げて、県内の若い職員を集めて対応を練りました。研修と行動を通してメリットを実感する協議会にしようということで、①～⑤までの解決策を考えました。①運営委員会の設置。理事会の前に市町村の若い人を加えた委員会を開いて、会の企画・運営を考えました。②参加型の会にして、講演会を聞くだけにしない。③文書館との連携を一層図る。④会報の充実。⑤図書館・博物館・埋文との連携、などまだまだ課題がありますが、十年たってみて新史料協の現状を何と

かしたいということで、今取組んでいます。

3. 新史料協の合併に対する取組み

新史料協としては、合併について存在意義を示さないと、新しくなった自治体が会を脱会するのではという危機感があります。そこで、新史料協として要請文を出しました。まずは市町村合併時の公文書の取扱いは、合併協議の重要な調整事項であるので協議すること。二つ目は現用の公文書は合併後も新しい市町村にその管理をきちんと引き継ぐこと。三つ目は、合併後旧市町村庁舎に保管する文書については、保管場所の確保と目録でそれを明確にして引き渡すこと。四つ目は行政刊行物や市町村史の収集物はきちんと引き継ぐこと。最後に合併後の市町村に歴史的価値のある公文書の移管保存の規定を明記した文書管理規定を設けることです。新潟県内でこのような文書規定をもっているのは、三つか四つで、長野県のほうがよほど進んでいます。この要請文を受けて、長岡地域では図書館が呼びかけて総務課職員と協議を持ったり、佐渡の図書館司書の方たちはワーキングを結成したり、新潟市でも総務課と歴史文化課がいっしょに訪問調査をしたりしています。

これまで新史料協の研修会で確認してきたことは、新市の文書管理規定に歴史資料としての公文書保存規定を設けること、残すべき公文書の選別基準を明確にすることです。公文書管理は総務課が第一ですが、自分達が「当事者意識」をもってできることをやろうというのが、新史料協の合言葉です。総務課がやらないなら、教育委員会の文化財担当が歴史資料の保存というやり方でやるのがいいと思います。長野県では、県の文化財・生涯学習課から通達が出ていて、全国的に非常に稀です。歴史資料というと一般の人にはわかりにくい。しかし、文化財保護というと、ああそうか、大事にしようと理解が広がりやすいので、公文書を文化財の面でも考えていく方向は大事だと思います。

史料協のような横の広がりの中で行うことの大 事だと思うのですが、行政はそれだけでは解決になりません。特に市町村の場合は、上からの行政ラインでくる指導があると、担当者は動きやすくなります。鳥取県公文書館が知事の県議会での発言により、県内市町村全てをまわって調査して、指導していることは注目されます。昨年の全史料協の大会で紹介され、注目されました。新潟県立文書館にも同じようにといつても、難しい。文書管理の問題は、あまり他の自治体には関与しないということです。けれども、もうそれではすすみません。ぜひ上位機関、一番は国だと思いますが、県の機関が直接指導するようなことも必要ではないかと思うのです。学校の統廃合、農協、土地改良事

務所等の文書保存の問題もあると思います。

4. 公文書保存のガイドライン制定

次に、市町村合併における公文書保存のガイドラインを新史料協ではつくりうとしています。まだ出せるようなものではなく素案ですが、わかりやすいことを目指しましたので見てください。①当該自治体の特色ある事象が明確になるもの、②当該自治体の全域的な状況が把握できるもの、③長期により継続的に歴史の流れがわかるもの、④文書の残存が少ない時期のもの（古いもの）、明治・大正・昭和36年以前のものは全部残す、⑤合併を機に不存在になるもの、消えてしまうもの、⑥判断に迷うもの、保管スペースがあればなるべく残す、⑦文書記録の保存は、旧自治体単位でまとめて管理する、と基本的な考えをつくりました。文書は年数が経てば内容が何であろうと大事な史料となるのです。だからたくさん残した方がいい。残すスペースと管理する人がいれば、残せるものなら全部残すと腹をくくる。でも、全部なんて無理だということになれば、選んで残そうとなります。

そこで、選別基準が問題になります。必ず残すもの、選別して残すもの、廃棄するものと区別して、まず捨てるものを決めます。個人情報に関わる個人データ、電算のシート、カード、レセプト、発行証明申請書等は一つ、二つ残したら他は全部捨てる。伝票類、受領書、計算書、報告書、日程表等も捨てます。各種カタログ、外部の案内、パンフレット、購入した定期刊行物、雑誌も捨てます。捨てる作業をまずやって、書庫をきれいにして整理することが大切です。

次に残すものを考えます。合併前に永年保存文書に指定されたもの。昭和36年以前の文書は迷わず残す。地名の問題も含めて、土地の構成図等は非常に貴重な資料です。地図・構成図は意識的に残します。各部署の行政刊行物は、後の編さん事業で必ず役に

5. 市町村合併のなかでの地域資料保存

最後に、市町村合併のなかで地域史料の保存についても、他部署に頼らないで自分でやろうという「当事者意識」をもつことが大切です。市町村合併は緊急なことなので、行動をおこさないと何もできないまま通り過ぎてしまいます。市町村担当者として、日常的に何処にどんな史料がどんな状態にあるのかということを把握しておくことが大切です。所在調査をやって、史料カードや大学ノートの史料保存日誌を置いてくると、史料管理日記にもなり、所蔵者の意識を高めます。所在調査は地元の人といっしょに行ない、その報告会も意識を高めることに有効です。地元の人たちが自分達の地域づくりをするときに、歴史



講演会のようす

立つ。また、今回の合併に関係する資料もきちんと総務課あたりのものを残す。自治体史編さん室の資料や、災害関係の文書は本部を立ち上げるときに必要ですので残します。さらに広報の写真資料は非常にいい記録になります。合併を機になくなるようなものについての資料は必ず残す。選んで残すことは非常に難しいのですが、10年以下の文書で地域の特色ある事業については残しておく。合併前の自治体職員が残したいと思った文書、担当職員が残したいものを残すという判断基準も有力な考え方になっています。どうしていいかわからないものは、残しておけばいいのではないかでしょうか。

評価選別して残す主な文書名を一覧表にしました。ガイドライン案を新潟県や全史料協で示したとき、市町村の方に具体的な文書の名前がほしいと言われました。具体的な文書名がないと行政の人にはわからないぞという意見です。文書名さえあれば、うちにも似たようなものがあると行政の人はすぐわかります。関係した同じようなものは残していくと広がります。しかし、このリストをもとに安易な文書廃棄がなされてしまうのではと安じられますが、具体で出さないと前に進みません。

資料を生かしてやろうとなります。ある村の古老人の言葉を紹介したいのですが、この村は100軒近くあった家が現在20軒になり、年寄りばかりで早晚消滅してしまうと地元の人が考えている村です。その村の土蔵に古文書があり、そこに何が書いてあるかぜひ知りたいと来たんです。整理終了後区長さんが来て、「地元に住んでいる者にとって、古文書は自分達のものであり、自分達の土地の履歴書だ。それを守るには行政の力を借りないとできないが、まずそこに住んでいる自分達が守っていくという気持ちが大事だと思う」と言わされたのです。みな感動して、まさに現地保存の「当事者意識」が大切だということを実感した出来事でした。（文責 事務局）

満州移民の聞き取り記録を未来に残す 満蒙開拓を語りつぐ会(飯田市)

昭和時代の前期下伊那地域は人口比全国一の満州移民を送りだした。その実態は戦後タブー視され、地元で世間話として残され、やがて消え去ろうとしている。しかしこの地域の歴史を解明することは、未来において大切な課題である。

その飯田に「満蒙開拓を語りつぐ会」が発足したのは2002年4月であった。きっかけは飯田へ京都大学の蘭信三研究グループが中国帰国者の調査に入り、飯田市誌編さん室(現飯田市歴史研究所)へ満州移民に関する資料を調べに訪れた機会からであった。それ以前も満州開拓については何回か研究者が入ったが、文献史料のみであったり、地元への還元がなかったり、その成果が活かされなかつたのが現状であった。そこで「地域の人達が研究者の指導を受けて、その歴史を勉強し関係者から聞きとり、報告書をつくり次世代に伝える」として会の発足となった。まして高齢化していく関係者から一日も早く聞きとりをする必要があると確認された。指導して頂く蘭助教授にはご自分の研究も含んでいるので顧問とし謝礼は払わないことを約束した。さっそく地元新聞に呼びかけ文を載せ30名ばかりが会員として集まった。会員は30代~70代、そのなかには満州開拓体験者が8人含まれていた。

まず事前学習として連続4回のセミナーをひらいた。内容は「満州移民の歴史的背景」「体験を聞きとるということ」「下伊那からの満州移民」「聞きとり演習」など8コースを行った。そして6月から2人1組を原則に聞きとりに入った。聞き取り



刊行された『下伊那のなかの満州』

を続けながら2ヶ月に1回位研究会をもち、実際に聞きとりをしての疑問点やテープ起しの方法、編集方法、マニュアル作りなどを学んでいった。聞き取る場合はあらかじめ話し手の開拓団の下調べなどをしておくことにしておき、話し手の思いを大切に聞き取つてくることとした。1回2時間くらいを2~3回お聞きした。テープも失敗をおそれて2本とり、写真撮影、関連資料をお借りした。聞いている会員は今まで知らなかった話し手の実話に魅了され、それが大きなエネルギーとなつた。そして「送出から帰国後の生活」を通じて地域の歴史を見つめなおすことになった。しかし、聞き取り・テープ起し・パソコン入力・語り手への原稿承諾・編集は並大抵ではなく、互いに自分の仕事を持ちながら、深夜まで作業は続いた。

出来上がった原稿は報告集として活字化することになり、飯田市歴史研究所で発行してくれた。1年に1冊づつ今年3月に第3集が出版された。報告集は1000部~1500部印刷し飯田下伊那の小中高・下伊那の町村県内公共図書館・大学図書館などに寄贈し、寄贈のほかは1冊500円で販売している。

聞き取り報告集は5集までを目途にしている。収集した音声史料と素起し原稿は「飯田・下伊那における満蒙体験者への聞き書きアーカイブス」として飯田市歴史研究所で保存公開して頂く予定である。



聞き取りをするようす

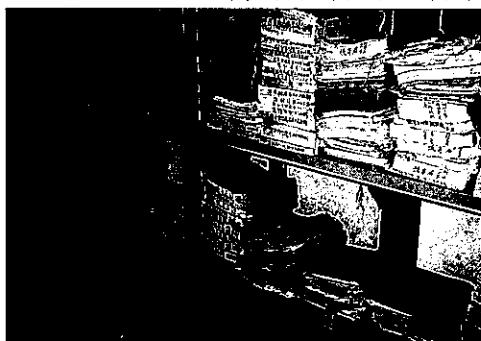
問合せ先 満蒙開拓を語りつぐ会 事務局 齊藤 TEL 0265-53-4670

東御市における文書保存の現状

東御市は、小県郡東部町と北佐久郡北御牧村が合併して発足した県下18番目の市です。平成の合併では、千曲市に次ぎ、県内二番目の合併で、任意合併協議会を経ずに、いきなり法定合併協議会を発足させ、1年半という短期間に937項目もの事務事業のすり合わせなどを行い、平成16年4月1日に合併しました。あまりにも早急な、しかも郡を越えての合併であったため、一部一市二制度のままスタートし、1年が経過した現在でも、そのままの項目も数多く残されています。「全国的にもまれなスムーズな合併だった」という人がいるいっぽう、「できちやった合併」という人もいます。これは、合併特例法の優遇措置が受けられるうちに合併した方がいいという考えが優先され、合併に伴う様々な問題が表面化する前だったため、「あばたもえくぼ」のうちに合併してしまったというのが、実際のところでしょうか。

さて、合併に伴う行政文書のあつかいについては、両町村で異なるため、別々に紹介したいと思います。

昭和31年に田中町・祢津村・和村(カノウムラ)が、さらに昭和33年に滋野村が合併した東部町では、旧町村役場から引き継いだ文書を外部倉庫に保存していました。平成10年度にファイリングシステムが導入され、前記文書のうち永年保存のものをすべてファイリングして、現行文書と同じ書庫に保管してい

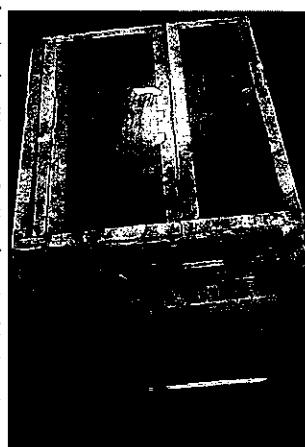


写真①
旧和学校校舎内
書庫の旧和村の
行政文書

ます。この作業のため臨時職員2名を雇用し、8000点以上の文書の目録を作成し、簿冊のまま保管箱へ収納しました。今後の課題としては、このシステムからもれてしまった文書をいかにあつかうかということです。その一例は旧和学校校舎(長野県宝)内書庫に、教科書と共に保管されている旧和村の行政文書(写真①)です。この中には明治初期の戸長役場作成の文書から、昭和31年の合併までの文書が多くあり、歴史資料として貴重なものです。また、本来あるべき場所ではない場所に保管されている文書のあつかいにも注意が必要です。昨年老朽化した和公民館を建て替えるため、館内の整理をしたところ、階段裏の物入から「役場関係」と書か

東御市教育委員会

れた茶箱が出てきました(写真②)。中には昭和28年から32年にかけての文書や農協の通帳などがあり(写真③)、いかなる経過で公民館に保管されたのか不明ですが、こうした文書が各課で管理している建物や倉庫に残されており、今後総務課と協議しながら、順次整理したいと思います。



写真②
和公民館
の「役場関
係」と書か
れた茶箱

明治22年に町村制が施行され、江戸時代から続いてきた下之越村・大日向村・島川原村・布下村・羽毛山村・八重原村が合併して北御牧村が発足しました。戸長役場作成の文書の多くは、各戸長の家に代々保管されており、村発足以降の文書は旧町村役場書庫に保管されています。しかし、明確な文書管理規定がなく、部署によっては庁舎が新築された昭和61年度以前の文書がほとんど残されていない状況も見受けられ、昭和60年から村誌編纂事業が始まられたために、かろうじて残された文書も多くあるようです。なお、村誌は平成11年度に全巻刊行されました。その後3年をかけて収集した資料や写真を整理し、良好に保管しています。平成15年度には、合併に向けて東部町と同じファイリングシステムが導入されましたが、十分に理解される前に合併してしまったため、文書の引き継ぎや分類が不十分な状態にあります。旧北御牧村役場には、引き継ぎを受ける部署がないところが多くあり、今後の大きな課題です。

以上、いろいろと思いつくままに記してきましたが、庁舎の移転・合併・ファイリングシステムの導入は、ともすれば公文書の大量廃棄に直結してしまう場合が多いようです。逆に、だからこそ歴史資料としての公文書の保存を訴えるよい機会でもあるのです。うるさがられても、文書担当者に保存の意義を伝え、ともにより良い文書保存のあり方を探る努力が必要でしょう。



写真③
茶箱のなか
の文書類

三郷村誌編さんと近・現代史料の整理・保存 三郷村教育委員会(三郷村)

◆三郷村誌について

『三郷村誌Ⅱ』(以下『村誌Ⅱ』)編纂は、三郷村合併 50 周年記念事業の一環として、平成 9 年度に編纂・刊行の大綱を決定してスタートしました。昭和 55 年に刊行された『三郷村誌Ⅰ』(以下『村誌Ⅰ』)を増補・改訂するものです。

歴史部門では、これに伴って組織された古文書解読委員会が毎月 2 回の研究会を開き、近世の「御用書留帳」を主としてその解読に取り組んできました。(写真 1)



写真1 解読され、書下し文の付いた御用留日記

また村誌編纂調査協力委員会は、三郷村 14 地区から 3 名ずつ選出された委員によって各地区的民俗・古文書や、古道・社寺・古墳などの調査を随時調査していました。

そして、平成 17 年度までの 9 年間に、自然編・歴史編(通史編、近現代編)・村落誌編・民俗編の 5 卷を編纂・刊行する事業として進められています。(『民俗編』と『自然編』は平成 16 年 12 月に刊行されました)

◆近世史料について

『村誌Ⅰ』編纂の際に集められた史料は、事業が終わった後、各所蔵者に返却されましたが、昭和 58 年に村誌に掲載できなかったものを集めて『三郷村近世古文書収録(全 3 卷)』として刊行されています。また、延宝 2 年(1674)から元禄 13 年(1700)までの長尾組手代の御用留日記は、現存する 15 年分の原本を書き下し、上・下 2 卷が平成 6 - 7 年に刊行されました。

『村誌Ⅱ』では、近世の古文書は所蔵者から期間を決めて借用、編纂室で調査し、史料として活用あるいは保存したいものはコピーを 2 部とり、返却するという形で収集されました。また、中でも特に重要なと判断されるものについてはデジタルカメラで撮影し、デジタル画像化しました。コピーは目録化が進み、『村誌Ⅱ』の資料として活用されています。デジタル画像やコピーの活用方法は、今後の検討課題の一つでしょう。

前回の『村誌Ⅰ』刊行の際にはお借りすることができなかった元禄 14 年以降の御用留日記についても、今回所蔵者のご理解を得て、調査することができました。『村誌Ⅱ』通史編の重要な史料です。

◆近・現代史料について

明治初年以後、昭和 29 年に三郷村ができるまでの間、小倉村(科布村の一部。後に小倉村として独立)・明盛村・温村の役場に所蔵されていた行政文書は、『村誌Ⅰ』編纂の際に分類・整理されました。集められた時の史料は整理・保管もまちまちで、廃棄寸前のところを免れたという状態でした。埃と紙魚、鼠の糞にまみれた文書の整理は、時期が夏だったこともあり、委員は暑さやダニに悩まされながら作業にあたったとのことです。

当時は決まった先例もなく、県庁や図書館の文書整理の方法を参考に独自の整理が行われました。分類は旧村別→項目別→年度別→事項別と細分化されています。一応の整理が終わり、5 千余の簿冊の目録が「役場関係文書目録第 1 輯」としてまとめられました。続いて農協・森林組合の史料を補足して第 2 輯がまとめられました。

平成 2 年にはこの目録が改訂され、さらに整理された旧役場・学校教育・婦人会・森林組合関係の文書は、現在三郷村公民館の一室を資料室として、ここに保管されています(写真 2)。



写真2
近・現代史料
の書架

旧学校の学校日誌は三郷小学校で保存されています。興味深い話題を一つあげると、その中の「中萱学校日誌」に明治 33 年(1900)から 5 年間、毎日の気温測定の記録が残っており、ここから 100 年前の三郷村の気温変化を示すデータが『自然編』に活用されました。

◆今後について

整理された明治初期の役場文書をざっと見て、少し気になる事がありました。それは、例えば犯罪・戸籍など、プライバシー性が高い文書の扱いです。

「村」という小さな括りの中の、僅か 100 年間の情報です。編纂事業終了後、史料の一般への公開も検討されると思います。他の市町村ではどのように扱っているのかご教示いただければ幸いです。

(三郷村役場 財津 尚子)

都道府県の史料保存活用連絡協議会の現状

平成12年（2000）6月1日に設立された長野県史料保存活用連絡協議会も結成から5年の歳月が経った。この間長野県の史料保存活動のために①総会・講演会・研修会の開催、②会報等の発行、③史料保存用品斡旋、④市町村合併への取り組みとして公文書等の保存を求める要望書の採択・送付、等の活動をおこなってきた。

都道府県（郡も含む）でつくられている史料保存協議会は現在15を数える。設立の年代や経過、構成している会員の状況はそれぞれだが、史料保存活動を各地で展開している。最初の史料協は大阪で結成されているが、役割は自治体誌編さん担当者の連絡会議から史料保存活動を中心におこなう協議会に変わってきていた。この動きは全国的な流れに沿っている。

各史料協のちがいが最も顕著なのは、その位置付けにある。公的団体として周辺から認知されているか否かが、活動への理解・協力の違いに結びついていると思われる。市町村会員の内訳を見ると、最近結成された史料協は総務文書担当と教委

長野県立歴史館(千曲市)

文化財担当、双方が集まって史料保存活動を行っていることがわかる。他の違いとして事務局の設置場所は府県に置く場合と、市町村持ち回りに分かれる。事務局の負担が重いこともあり、府県に置かれる史料協が増えている。公的団体の位置付けがされている史料協は、会費・担当人員等が潤沢で、より広範囲の活動ができると言えよう。

長野県史料協の課題として、①会員の増加をはかる。市町村合併により会員数減となっている。②会員の願いを汲み上げた活動にしていくための工夫をしていく。③市町村の会員、特に総務文書担当の参加が少ないために、長野県全体を巻き込んだ動きになりにくい。各市町村での史料保存活動につながっていく力が弱い。④市町村が多数参加しているながら、公的団体と見なされていない面があり、活動への理解が得られない、等々があげられる。これらの課題を乗り越えて、長野県に史料保存の輪を広げていきたい。

（長野県立歴史館 文献史料課）

| No. | 史料協名称 | 結成年 | 事務局（H16年度） | 位置付け | 会員数 | 市町村会員数／全市町村数 | 史料協会員内訳 | | | | | | | 個人 | 活動予算規模（千円） | | |
|-----|------------------------------------|---------------|----------------------------------|------|------|--------------|---------|-----|--------|---------|---------|---------|-----|-----|------------|-----|------|
| | | | | | | | 県・府 | 市町村 | 総務文書担当 | 教委文化財担当 | 自治体誌編纂室 | 博物館・資料館 | 図書館 | 文書館 | その他 | | |
| 1 | 大阪自治体誌連絡協議会 | 1971 10/21 | 田尻町教育委員会社会教育課 町誌編さん担当（市町村持回り） | 公的団体 | 20 | 20/44 | 0 | 0 | 2 | 10 | 3 | 1 | 1 | 3 | - | - | 150 |
| 2 | 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 | 1974 9/27 | 埼玉県立文書館 | 公的団体 | 87 | 86/90 | 1 | 4 | 50 | 10 | 15 | 6 | 1 | 0 | - | - | 1600 |
| 3 | 岐阜県歴史資料保存協会 | 1974 9/17 | 岐阜県歴史資料館 | 公的団体 | 410 | 80/80 | 0 | 0 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 330 | 3000 |
| 4 | 沖縄県地域史協議会 | 1978 11/4 | 那覇市市民文化部歴史資料室 (市町村持回り) | | 103 | 36/52 | 3 | 0 | 1 | 29 | 4 | 1 | 1 | 0 | 3 | 61 | 300 |
| 5 | 新潟県歴史資料保存活用連絡協議会 | 1981 10/26 | 新潟県立文書館 | | 99 | 97/98 | 1 | 8 | 69 | 3 | 4 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 945 |
| 6 | 茨城県市町村史料保存連絡協議会 | 1982 11/26 | 北浦町教育委員会生涯学習課 (市町村持回り) | 公的団体 | 17 | 17/83 | 0 | 0 | 7 | 6 | 3 | 1 | 0 | 0 | - | - | 230 |
| 7 | 石川県文化財技術研究会 東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会 | 1990 | 石川県文化財保護課 | | | | | | 現 | 在 | 活 | 動 | 実 | 績 | な | し | |
| 8 | 神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会 | 1991 4/1 | 神奈川県立公文書館 | | 26 | 22/37 | 2 | 2 | 4 | 10 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 | 260 |
| 9 | 北海道自治体史編集連絡協議会 | 1993 | 釧路市総務部地域資料室（市町村持回り） | | (37) | (37/212) | | | | (37) | | | | | | | 0 |
| 10 | 印旛都市地域史料保存利用連絡協議会 | 1995 3/2 | 印旛郡栄町（市町村持回り） | 公的団体 | 11 | 11/11 | 0 | 0 | 4 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | - | - | 220 |
| 11 | 千葉県史料保存活用連絡協議会 | 1996 2/21 | 千葉県立文書館 県史・古文書課 | 公的団体 | 62 | 59/79 | 1 | 7 | 28 | 7 | 12 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 600 |
| 12 | 群馬県市町村公文書等保存利用連絡協議会 | 1997 5/22 | 群馬県立文書館 総務普及グループ | | 70 | 69/69 | 1 | 54 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 337 |
| 13 | 長野県史料保存活用連絡協議会 | 1999 6/1 | 長野県立歴史館 文献史料課 行政文書班 | | 58 | 40/117 | 1 | 0 | 29 | 1 | 7 | 2 | 1 | 0 | 5 | 12 | 168 |
| 14 | 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会 | 2001 5/29 | 富山県公文書館 | | 74 | 33/35 | 4 | 33 | 11 | 2 | 11 | 11 | 0 | 2 | - | - | 300 |
| 15 | 広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会 | 2001 11/19 | 広島県立文書館 | | 115 | 54/65 | 1 | 51 | 46 | 3 | 9 | 4 | 0 | 2 | - | - | 240 |

お知らせ

平成17年度の事業計画については5月の総会でお知らせしますが、今から予定しておいてぜひご参加ください。

◇平成17年度長野県史料協総会

5月12日（木） 上田情報ライブ棟 5階会議室

◇平成17年度長野県立歴史館文献史料保存活用講習会

10月20日（木） 長野県立歴史館

事務局 長野県立歴史館 文献史料課

長野県千曲市屋代清水260-6

電話 026-274-3993

Fax 026-274-3996

<第5号の内容>

・市町村合併と地域史料の保存

・史料保存活用の動向 **県内4地区から**

・史料保存のコツ

災害から歴史資料を守るために

届けよう 史料を未来へ！

広げよう 史料保存の輪！

史料保存のコツ5

1995年1月17日に阪神・淡路大震災が発生し、史料保存機関での災害対策が十分でなかったとの反省が出されました。それから10年、鳥取・芸予・宮城の地震、新潟・富山の豪雨水害、そして新潟中越地震と災害が多発しています。会員の皆さんの施設の災害対策はいかがでしょうか。

災害対策には3段階があります。予防対策、緊急対応、復旧対策ですが、事前に計画し、準備しておくべきことがたくさんあります。

災害予防…施設や資料が被害を受けることがないように、事前に準備しておくことを言う。地震、火災、洪水などの災害や放火、失火、盗難等さまざまな原因を予想し、責任者を定め、チームを組織して計画を策定する。

①災害対策の基本…どのような災害が施設や史料を襲う危険があるのかを把握することが第一。過去施設が何らかの災害・被害を受けたことがあるかどうか、職員や記録で確認しておく。

②立地場所による危険性…地震、水害や崖崩れ等の地盤災害また火災の延焼などを確認。

ア) 地震の危険性…地震の多発地域か、東海地震のような想定される地震があるかについて、自治体の災害対策部局に問い合わせる。地盤の液状化の危険についても把握する。

イ) 水害の危険性…河川や海岸の治水対策の状況、施設との位置関係、施設の標高等などを考慮して、水害の危険性を把握する。また市街地では雨水の排水能力の不足により地域的な浸水がおこるので、最近の浸水箇所を把握しておく。

③建物の災害予防対策

ア) 耐震性…建物の耐震性の確保は災害予防のなかで最も大切な項目。建物が古い場合、また新耐震設計法によらない場合には、耐震診断を行う必要。必要があれば耐震補強工事を行う。

イ) 耐水性…風雨による浸水対策として、屋上や窓の防水性を確認。洪水の場合に地下部分への浸水がおこるので、地下には史料を置かない。

ウ) 防火性…建物は耐火構造であることが基本。木造の建物の場合は耐火建築への建替えを検討すべきである。建て替えまでの期間は一層厳密な防火対策が必要。周辺からの延焼火災に対する考慮する。近隣に木造建物等が多いときは、周辺家屋との十分な距離の確保または遮断物の設置を検討する必要がある。

④設備の災害予防対策

ア) 設備の耐震対策…屋上貯水槽、ボイラー、自家発電装置やエレベーター等の設備の耐震対策が必要。屋上貯水槽はパイプ外れによる水害等の2次災害の危険。自家発電装置は本来、何らかの事故に備えての設備ですから災害時に作動する認証しておく。来館者や職員の安全確保の面から、ガラスの飛散、照明器具の落下、書架の転倒の危険を把握しておく。書庫の扉は外開きとし、書庫内が散乱しても入室できるようにする。

（『文書館防災対策の手引き』より 全史料協資料保存委員会事務局（松本市文書館内）

